

なんでやねん

発行責任者 巻橋 忠

No. 5 6

拷問は、なぜ禁止なのか

自分の親族が被害にあったときなど、被害者の家族の心情

は穏やかではない。『悪いことをした人なんだから、少々痛い目にあわせても自白させるべきだ』『反省しているのなら、黙っていないで自白するはずだ』と思ひ込み、自白の

強制や拷問を伴う取り調べを支持してしまう感情もある。

そして、ながく犯罪捜査や刑事裁判では「自白は証拠の王である」とされてきた。『本人が言うのだから、これほど確かな証拠はない』と信じられてきたからである。正義感に燃

えた捜査官は、疑わしいと思う人物を徹底的に取り調べて、犯行の全てを明らかにしようとしてきた。『したたかで悪意に満ちた人物ほど真実を話さず、嘘をつき通して自分の罪を逃れようとする』と、信念を持って取り調べてしてきた過去がある。

そのような歴史的な経験の中で、自白を求めるために徹底的に被疑者を痛めつける取り調べが行われることがあった。時には、被疑者はけがをしたり、死亡に至ることもあった。裁判を待たずに、被疑者が死亡すると捜査官の手落ちとして非難されることもあるが、自白をさせることのできる者が優秀な捜査官だとされた歴史がある。

自白の強制を伴う取り調べや、身体的苦痛の極限に至る拷問を受けた結果、無実の人が「嘘の自白」をすることも数多くあった。その過去の歴史を反省して、日本国憲法は身体的苦痛を伴う取り調べや拷問を禁止したのである。

第二十六条 公務員による拷問及び残虐な罰罰は、絶対にこれを禁ずる。

第二十八条 何人も、自己に不利な供述を強要されない。② 強迫、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に棄つて抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

江戸幕府「御定書百力条」が定めていた拷問

わが国では、明治時代から第二次世界大戦敗戦まで、犯罪捜査の取り調べの拷問が認められていた。その方法の多くは江戸時代に幕



府が公認した拷問や、火付盗賊 改 が考案した拷問であった。江戸時代に行われた拷問と残酷な刑罰を紹介する。

江戸幕府が定めた、御定書百カ条によって拷問は、
 若打ち・石抱き・海老責・釣責の四種とされていた。それらの拷問は、立合役人数人の監視のもとに行なわれるようになっており、これ以外の拷問は禁止されていた。

しかし、自身番や大番屋では自白を強要するあまりに、縛り上げて足枷をはめたり、鎖で縛ったり、後ろ海老に縛上げたりして苦しめたことは「徳川刑罰図譜」に見られるところであり、また縛った縄目に棒を通してねじると縄がしまって苦しんだり、あるいは竹刀で撲ったりして、これも一種の拷問であることが知られる。

つまり御定書百カ条で規定された四種の拷問というのは牢屋敷で行なう拷問であって、ほかの場所で自白を強要するための責め方は拷問と認めていなかった。現在でいえば長時間尋問して、被疑者をねむらせなければ拷問になるが、こうした程度は江戸時代では責・拷問の部類には入らなかった。

また、苦痛の激しい拷問が四種に定められていても、火付盗賊 改 本役宅で強制的に自白をさせるための拷問は、定められた四種以外の方法であっても、幕府はこれを認認していた。(笹間良彦『図説 江戸の司法警察事典』柏書房 1980年 p.212より)

激しい責め苦・拷問の末の自白で「犯人」となった多くの人は死罪となった。

江戸時代の刑罰の基本は死刑で、執行方法が異なっただけである。

強盗犯や親を傷つけた者は、磔のあとと獄門(ごくもん：首を高い台に釘で打ち付けてさらした)となつた。

